

議案第 50 号

伊賀市国民健康保険税条例及び伊賀市介護保険条例の一部改正について

伊賀市国民健康保険税条例及び伊賀市介護保険条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年5月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市国民健康保険税条例及び伊賀市介護保険条例の一部を改正する条例

(伊賀市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 伊賀市国民健康保険税条例（平成16年伊賀市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該期限までに申請書を提出することができないやむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(伊賀市介護保険条例の一部改正)

第2条 伊賀市介護保険条例（平成16年伊賀市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該期限までに申請書を提出することができないやむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。